

どの子も地域の学校へ！公立高校へ！東部地区懇談会

連絡先・春日部市大場690-3

Tel 048(737)1489

Fax 048(736)7192

e-mail:waraji@muf.biglobe.ne.jp

<http://members.at.infoseek.co.jp/TOKOnews/>

重苦しいたよりばかりが続く秋です。この秋、子ども達は就学時健診や就学・進路の相談の中で、互いに品定めされ、別々に引き離されてゆくことを、どんな風を感じ取っているのでしょうか。

「国際化」？「情報化」？日々めまぐるしく変わってゆく社会はどこへ向かってゆくのでしょうか。たくさんの人と人が出会いと別れをくりかえしながらつむいで来た生活や思考のスタイルは、一朝一夕で変わるものではありえないのに、でもうわべでは変わらなければ、社会にあわせなければ、人は生きてゆけない...

社会は、うわべだけでも変われない・変わらない人々に、「特別な支援」、「個別支援」を与えようと言います。しかし、そんな風に今、つじつまを合わせることで、矛盾はさらに深まってゆくのではないのでしょうか。

社会にはいろんな人がいる...いろんな人がいるのが社会なんだということ。学校でも、職場でも、地域でも、悩みながら、けんかしながら、一緒に生きてみようよ。そこからしか、この社会の行方は見えてこないのではないのでしょうか。

そんな思いにふけりながら、ふと外を眺めると、草紅葉が...。そうです。秋は豊かで華やかな季節でもあったのでした。というわけで.....

春日部・内牧公園(春日部市内牧立山 3090)で

11月21日(日)午前11時から

芋煮会

遊んだり、作ったり、食べたり、しゃべったり

在学中の方、これからの方、卒業後の地域生活を始めている方、そして障害のある人を排除しない学校・職場・地域を求めるすべての方々の出会いとつながりを願って--

会費500円 友人・知人も歓迎

東武伊勢崎線・北春日部駅西口から送迎あり 申込・18日までに048-734-9390 かがし座

初めての方もどうぞ

または048-737-1489 黄色い部屋

アスレチックや池や林や原っぱのある大きな公園です。ご家族でも一人でも。



越谷市立鷺代小学校3年生の上 萌笑子さんとクラスメート(小1のクリスマス会で)



松伏町立第2中学校3年生の網島健作くん(右二人目)。2年生の校外学習でクラスメートと。右端は保育園からずっと一緒にの親友。

共に学び・働く街展から

10・24の会場に展示されたたくさんの写真パネルの一部を紹介します



春日部市立武里南小学校1年生の井上満里奈さん。先生に手伝ってもらい150メートル走。



現在26歳で作業所に週3日通いながら、地区の自治会行事に熱心に参加している中川正嗣さん。写真は県立吉川高校校定時に学んでいたところの家庭科の授業。



「仕事」と「働くこと」を考えるワークショップ(2004.9 職場参加活動センターで)



缶・びんの選別工場で働いていた伊藤峰子さん(写真手前)は昨年8月に失業しこれからの生活と就労を探っている。

8月23日、今年度2回目の高校問題交渉が行われました。県教育局は「特振協」で約束した定員内不合格の検討の場「すらホゴ」に「高校教育指導課が窓口」と言っただけではありません。小中の通常学級に3千人の障害児がいるのに、高校では100人足らずに減らされ養護高等部が満杯になる原因を造りだしているのは教育局自身です。「ここを突破せずに、共に働き共に暮らす社会」はひらかれてきません。次回の交渉（11月初め）にはあなたもぜひ。



共に育つ道を阻む県立高校

第2回高校問題教育局交渉

要望と回答

2004.8.23

1. 「障害のある生徒の埼玉県高等学校入学選抜学力検出願の際の留意事項及び選抜の際の取り扱いについて」の通知で、“身体に障害のある”を“障害のある”に変えた経過があります。身体に限らず、どんな障害があっても、障害が重くても、不利益な取り扱いがあってはならないということでこのように変えました。主席の発言の中で、コミュニケーションがとれない(とれるか、とれないか、はっきり言えないものだと思うが)者や入学したいという意思がない(わかりにくくても、受験をすることはその意思があると思えるが)者は、選抜において別扱い、つまり能力・適性がないということで定員内不合格になっても止むを得ないとも受け取れる発言がありました。このことは、障害があることによる“不利益な取り扱い”であり、この通知の趣旨に反する“不利益な取り扱い”に値するものではないでしょうか。

1984年の初等中等教育局長通知では、一律に高校教育を受けるに足る能力・適性を有することを前提とする考え方を採らないことを明らかにしており、また、現在の高校への進学率は97%といわれ、多様な能力・適性、意欲・関心等を持つ生徒を受け入れている中で、障害のある子どもたちについては能力・適性を強調するのは問題です。

(回答)

6月18日の話し合いにおいて、「定員内不合格になってもやむをえない」という趣旨の発言はなかったと認識しています。さらに、各高等学校においては校長を委員長とする選抜委員会を設けて厳正に選抜を行っており、また学校・学科等の特色に配慮しつつ、障害のあるなしに関わらずその教育を受けるに足る能力・適性などを判定して行っております。

2. 朝霞高や吉川高の見学、大宮商業高や浦和一女高の目的が何であったのか、再度お聞かせください。コミュニケーションが不足しているとか、教員が準備するのに苦労しているとかの報告がありましたが、受け入れている高校ではどのように工夫や努力をしているのかを評価し、それに対して県教育局としてどのような支援が必要かといった報告がなされるべきではないでしょうか。また、定員内不合格を出している高校に対しては、その理由は何かを明らかにさせ、それに対して県教育局としてどのような解決策を出すのかといった報告がなされるべきではないでしょうか。

企業の障害者雇用の啓発のために、雇用が進んでいない企業名を公表する等行われていますが、定員内不合格を出している高校名を発表し、理由を明らかにして、その解消のための研修を義務付けるべきではないでしょうか。

(回答)

朝霞高校、吉川高校にお伺いした趣旨につきましては、そこで学んでいる今3年生に在る生徒さんが、どのように生活を送っているのかを見させていただきました。また浦和一女高校、大宮商業につきましては、不合格になっている事実もありますので、その状況について把握するとともに、教育課程の様子、定時制の様子を含めてお伺いしました。

障害のある生徒を受け入れている学校では、補助教材を使用するなどして個々の生徒にあった指導を行うとともに、家庭との連

携を緊密に図るなど、多くの工夫をしております。県教育局としましては、学校で実施する個々の生徒にあった指導が十分行われるよう支援してまいりたいと考えております。

定員内不合格を出している学校において、個々の合否についてその理由を明らかにすることは、選抜の内容に関わる事項であるため、公表は考えておりません。受験者数が募集人員に満たない場合、可能な限りその全員を入学許可候補者とするよう校長を指導してまいりたいと考えております。定員内不合格を出している高校名を公表することは個人が特定されることが予想されますので、考えておりません。

3. 定員内不合格はあってはならないものです。しかしながら、斉藤くんは4年間不合格にされ続け、山田さんも2年間不合格になっています。同年齢の人たちが卒業したり、卒業学年になったりしていることを考えれば、もうこれ以上待てません。あってはならない定員内不合格を出している県としての責任をとって、高校が受け入れていくための具体策を出してください。“繰り返し、強く指導する”では、何の解決にもならないことは明白です。一つの方法として、障害児本人や親、支援者と教員が直接話したり、体験的に登校して生徒たちや教員たちと接してみたりするような“研修”を要望しましたが、特定の学校で行うことはできないとか、現在県が行っているような研修内容をくつがえすことはできないといった回答でした。あってはならない定員内不合格が、特定の人に対し、特定の高校で出されているわけですから、その解消のために、特定の高校で研修が行われるのは当然であるし、そうでなければ、なんら解決していきかないでしょう。また、実際に付き合うことでしか、理解は始まりません。早急に実現に向けて取り組み始めてください。

(回答)

6月18日の話し合いの場で申し上げましたように、埼玉県では初任者研修、十年次研修という国の定める研修に加えて、五年次研修を行っております。その中で、障害のある生徒への対応に関する研修もここ数年増えてきております。ご指摘の特定の学校での研修につきましては、校長・教頭などの管理職に対して障害のある生徒への理解を深める研修を実施することを検討しております。

4. 昨年開かれた特別支援教育振興協議会の会議において、高等学校におけるノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進に関して、定員内不合格の問題については、議論する時間がないなどの理由で、その場での話し合いはできませんでしたが、「別の機会に話し合いたい」という回答でした。その後、どの場で、どのように検討されているか、その進行状況について知らせてください。

(回答)

高校教育指導課が窓口として対応させて頂きたいと考えております。

5. 「障害のある…」通知の“…介助を行う職員等を配置することはできない…”の部分について、この文言があることで、障害がある人は介助が必ず必要であるという意識を持たせてしまうことや、逆に介助が必要な人に高校は対応しないと言っていることになるといった理由から、削除することを強く要求しましたが、“…今後、県教育局で研究することとする。”という文言を付け加えただけで削除されませんでした。また、特振協の報告には“高等学校における特別な教育的支援について研究を行う必要がある”と書かれています。その研究結果について知らせてください。

(回答)

介助を行う職員を配置することにつきましては、法的な根拠がなく、厳しい財政状況でもありますので現状ではできませんが、現在どのような形が可能なのか研究中であります。また特別支援教育振興協議会の報告に対する研究成果につきましては、高等学校においてのLDやADHDなど特別な教育的支援を要する生徒が在籍していると認識しており、なんらかの支援が必要であるとと考えております。今後の特別支援教育への転換の取組みの中で、高等学校における支援のあり方について引き続き研究してまいりたいと考えております。

6. 「障害のある…」通知に基づいて、本人・保護者から出された学力検査の際の配慮事項について、その希望を受け入れ、不利益な取り扱いがないよう、志願先高校長を指導してください。

(回答)

県教育局として、志願先高等学校においては、その学校の施設・設備などを考慮して、不利益な取り扱いがないよう指示をしているところでございます。



次回(第3回)の交渉は11月19日(金)午後2時からです。会場は未定ですが、県庁の近くです。障害による不利益がないようにするための受験上の配慮についての今年度「通知」に関しては、この日が事実上最終の交渉になります。ぜひ参加を。



10月21日に参議院議員会館で、文部科学省との話し合いが行われました。以下に山下特別支援教育課長の回答要旨と、当日初参加された鳩山邦夫元文部大臣のこの交渉での発言集をご紹介します。なお、全記録を読みたい方は、教育の欠格条項をなくす会準備会（埼玉県新座市大和田4-14-1 ふくしネットにいざ内 / fax 048-479-3799）まで。

文科省山下課長は、障害者基本法に盛り込まれた「交流及び共同学習」について学校のカリキュラム外の教育活動や障害のある子どもに対する障害のない子どもの配慮指導といった「交流」の拡大版としかとらえていません。中教審に附帯決議を紹介することすらサボりそうです。「通常学級の障害児」については、「違法ではない」と初めて言明しました。しかし、配慮や支援の責任については、担任と市町村に転嫁する姿勢です。分けない教育を原則とすることに関しては、義務教育制度の基本にかかわることで、特別支援教育課の枠組みを超えていると述べました。また今回の中教審の内容は、その就学指導を温存したままで、これまでの特殊教育の学校・学級をいじるだけでしかないことも明らかにしました。宿題として、全国の就学指導結果をきちんとまとめることが約束さ。たくさん子ども達が養護や特殊が適切と判定されながら、通常学級で共に育ち合っている実態がつけられることによって、その実態になんのかかわりもなく進められてきた「交流教育」や「特別な支援を必要とする児童生徒への教育」といったコトバのむなしさがいっそう明らかになるのではないのでしょうか。

鳩山邦夫元文部大臣は「まだこんな問題が残っていたのか、自らの不勉強を恥ずかしく思いました。」と語り始めました。また「障害児教育の盲・聾・養護学校というのがなぜあるのか、私だってわかりますよ。しかしいったんは全部公教育として普通の小学校で教育をやるっていうのが基本の精神にあって、その中で希望する方々が盲・聾・養護学校へ行くと、時代のニーズも変わってきていることですし」と述べ、「認定就学」を含め「就学指導」を「怪しげなこと」と鋭く批判しました。文科省山下課長はびっくりしていました。

参議院議員会館にて

出席者 文部科学省(山下特別支援教育課長、石本指導係長、桜井企画調査係)
 国会議員(岡崎トミ子、石毛鉄子、鳩山邦夫、中根康浩、下田敦子)
 教育の欠格条項をなくす会準備会、障害児を普通学校へ・全国連絡会、DPI日本会議、全国青い芝の会、共同連、難病のことも支援全国ネットワーク
 その他広島、沖縄、千葉、埼玉、群馬、大阪、東京、愛知、福岡、滋賀、神奈川、富山、長崎等（以上敬称略）

山下特別支援教育課長の回答骨子です

1. 障害者基本法の「交流及び共同学習」の文科省流解釈とは

この障害者基本法に位置づけられました「交流及び共同学習」でございますけど、私ども従来文部科学省として学習指導要領に基づきました交流教育というものを進めてきたところでございますが、これに加えまして、いわゆる学校のカリキュラムとして行われるもの以外の様々な教育活動がございます。そういったものも含めて幅広い概念としてこの「交流及び共同学習」というものを進めていくという風なものとして理解させていただいてる所でございます。

また一方で障害のない子どもに対しまして、障害のある子どもへの配慮を指導するということは、当然考えられるわけでございます。今後「交流及び共同学習」をしていく上でも、非常に重要なことであると考えている所でございます。通常学級担任の理解の推進を含めまして、一層徹底を図っていく必要があるという風に認識をしています。

2. 障害者基本法の「分け隔てられることなく」という附帯決議の取り扱い

社会のノーマライゼーションの進展、あるいは教育の地方分権という観点からH14年度に学校教育法施行令を改定いたしました。それ以前の就学指導のあり方を見直して、その上で認定就学制度を創設したところでございます。この改正内容につきまして、それ自身が障害者基本法の改正あるいは附帯決議に矛盾する形にはなっていないという風に認識をしている所でございます。

(障害者基本法の附帯決議につきましては、) どのような形で(中教審で)ご紹介するか、先ほど申し上げました通り、実は中間報告の原案についての審議を一区切りつけてございますので、しばらくこの特別委員会自体の関係がないという時期に入っております。おそらくこの中間報告でパブリックコメントをやって様々なご意見をいただくことになると思います。それをご紹介する中で、再度審議いただくわけですが、その際に附帯決議についてご紹介すべきかどうか、委員長ともご相談しながら、その時点で検討して参りたいと考えております。

3. 通常学級にいる障害のある児童生徒の存在は違法ではない

現在小中学校に在籍している児童・生徒の中で、障害がある子どもたちで、通常学級に在籍している子どもたちがいるということは私も認識しているわけでございます。その子どもたちについて、その存在がたとえ違法であるとか言うつもりは毛頭ないわけでございます。で現実にもそういう子どもたちが義務教育を終え、上の学校へ行ったり、社会に出たりしているというように思っております。まあそういうことを私申し上げたわけでございます。

4. 通常学級にいる障害のある児童生徒への「配慮」・「支援」の責任は

通常の学級において障害のない児童生徒と共に学習をしている場合があるのは承知しているところでございます。ここで教育上の配慮ということもございます。これ担当の教員がきちんと配慮するというのがまず基本と思っております。障害のある子どもに対して、その障害に応じた適切な対応を配慮する、適切に声かけするとか、色々な学習指導上の配慮を行うといったことが考えられるわけでございます。

また支援ということもございます。いずれに致しましても、これは市町村教育委員会の判断で小中学校に就学をされておられるということでございますので、そういったことを含め、設置者の判断できちっとしていただくべきことであろうという風に思っているところでございます。

5. 原則分離の教育の見直しは特別支援教育課の枠を超える

就学の仕組みというのは、基本的に義務教育の仕組みがございまして、市町村教育委員会が要は小中学校をまず指定するという仕組みがございまして、私は目黒区に住んでおりますけれども、目黒区の教育委員会から、あなたのお子さんはこの小学校に入りなさいという指定がなされるわけです。その際に障害のある子どもについては、障害の種類と程度によって、いわゆる盲・聾・養護学校の方に行ったほうが良いという判断を市町村教育委員会がなされた場合、盲・聾・養護学校が指定されるという形になるわけでございまして、実はそのところ、まあたとえば希望に応じて選択するといったような仕組みを考えてみました時に、義務教育制度自体について、そういうものを受け入れるかどうかという議論をしなければなりません。私、個人的な考えとしてしゃべってますので、そういう意味で、これは非常に大きな学校制度の改変を必要とするという風になってまいります。言ってみれば日本の義務教育制度自体のあり方と一緒に検討する必要があるだろうと認識しており、そういう意味では大変重い問題でございます。そういうことについて言ってみれば特別支援教育課のみの事情で、いずれやりますとかいうようなことは、なかなかお答えしづらいということはお理解いただければと思うわけでございます。

6. 今回の中教審の審議には就学の制度は入らない

今回の中教審の審議事項は昨年の3月に協力者会議報告として出ている内容の中で、学校制度面にかかわる提言があったわけでございます。具体的には現行の盲・聾・養護学校というものを、より総合的な学校制度にしてはどうか、それから小中学校の特殊学級や通級というものを一体化して、新しい仕組みにしてはどうかということでございます。

今、議論になっておりますのは、わが国の就学の制度であろうと思います。その制度のことについて、今日いろいろご説明も含めて、お話をさせていただきましたけれども、いずれに致しましても、今、中教審で審議をしております直接審議内容には入っておりません。その後のことにつきましては、今中教審で中間報告をまとめております。まとめた後にパブリックコメントなどで、ご意見伺うことになっております。まあそういったご意見の中のひとつとして今日の意見も受け止めさせていただこうと思っております。

7. 就学指導委員会の判定結果の実態調査はきちんとやる

就学指導委員会の判定結果というのは、現行制度上、自動的に都道府県教育委員会の方へあがってくる形にはなってませんが、多くの都道府県で実態を把握しているところまではわかってまいりましたので、どういう形で今度私どもの方で把握できるのかということは今、検討させていただいております。実態を把握させていただくということについては、きちんとやらせていただきます。明確にいつまでに、何月何日までということはお申しわけありませんが言えませんが、できるだけ早い段階でとりまとめをしたいと思っております。



鳩山邦夫元文部大臣熱く「統合」を語る！

・質問があるけど、文科省というのは中教審の言いなりなわけ？僕は非常に大きな疑問を感じていてね、審議会が神様だったら文科省はいらない。教育の方針は文部科学省が決める、そうでしょ。ちがうの？

・ちょっとよろしいですか。あの皆さんの話の内容は私よくわかったつもりなんですけど、それに対する中教審がどうかではなくて、文部科学省としての考え方が表明されてませんよね。中教審なんてどうでもいいとは言わないけど、教育を司る役所であるならば、皆さん方のお話やご希望がどういうものであるかわかっているならば、それにダイレクトにできるだけ答えてもらいたい。

私本当に悔しい思いをしたのは、岡崎先生からこういう問題の話を書いて、関係者の方に来ていただいたときに、あら、まだこんな問題が残っていたのか、自らの不勉強を恥ずかしく思いました。私が大臣をやったのは、もう10年以上も前のこととございまして、その時特殊教育課長の霜鳥さんという方、現在は高専の校長先生をやっておられると思いますが、たまたま年が一緒でございましたから、非常に親しくて、大臣室へしょっちゅう来ていただいて、レクチャーをしたり、相談をしたりしました。

その時に私が彼から聞いた言葉は、「インテグレーション」という言葉でした。今までの特殊教育は分ける分けるでやってきたけども、もう時代のニーズはそういう方向には行かないだろう、「そうだね」私はそういう風に言いました。ノーマライゼーションという言葉がよく使われるけど、あんまりいい言葉じゃないんじゃないか、ノーマライゼーションって「正常化」って訳すんですよ。ノーマルとノーマルじゃないなんて神様だって判断できないわけですよ。それを勝手に基準を作って障害があるとかないとか、山下清の話を知っていると、彼がまったく正常で、欲得で生きてる我々のほうが不正常なんじゃないかと思ったという話を聞いて、私は非常に感動しましたが、ノーマルかノーマルじゃないかというノーマライゼーションというんじゃなくて、インテグレーションなんだと、霜鳥特殊教育課長は力説したんですよ。これからは統合していくんだと、それが重要なんだと、もう分ける時代は終わったんだと。

そういう話をさんざんされたものですから、私は文部行政、教育行政の中で、そういう方向に進んでいってるんだらうなあと思っていたら、なんか逆行しているようなことで、自らも安心しきって不勉強だったことは恥じなきゃいけないし、申し訳ないことで、まあこういう問題が残ったままで、皆様方を苦しめている、満足させてない、そしてその分け隔てることであれば、認定されてなくても、まあインテグレーションに沿うもので、普通の学校へ行ったら一切面倒見ませんというようなことを、地方の教育委員会で言ってもかまわないと。

そんな馬鹿なことはないと思って、私はもっともっと勉強しますが、やはり文部科学省としてはどういう方向に行くかと、自分たちの好きな団体だけ中教審に呼んでうまくやろうなんてのは、もうやめたほうがいい。私はそういう意味で中教審ではなくてですね、課長として堂々と主張してね、皆さん方のためにがんばってくださいよ。

・じゃあもう一言だけ、社会参加と自立、わかるんですよ。そのためにどうしたらいいかということで、霜鳥特殊教育課長はいつも私に熱弁をふるって、分けるんじゃない、じゃあ完全に一緒か、それはインテグレーションという概念なんです、特別に面倒を見なければいけない場合いろいろある、だからそれをインテグレーションという言葉で表現するんですよと、日本語ではなんて言うの？統合って言うんですかね、とそっちの方向で熱弁をふるってた。その目的は社会参加、自立、一人ひとりの個性やニーズに合わせて、社会で立派に生きていけるように教育をするということ、それはわかるんだけど、そのためにインテグレーションという方向に大胆に踏み出そうとする文部科学省としての方向は消えてしまったんですか？当時そこまで霜鳥課長が熱弁をふるった方向はいつかまた U ターンしてしまったんですか？教えてください。

・私も文京区でしたが、うちの子どもたちが6歳になった時に、あなたの所の子は文京区のこの学校ですというのが来たんですね。文京区役所役の教育委員会はうちの子を見に来ていないわけですよ、一方的にそういうのが来るんですよ。とすると認定就学制度ってどういう仕組みなの？つまり私が申し上げたいのは、義務教育っていうのは6歳になったお子さんをその地域で義務教育をするっていう、受けさせる義務はあるけれど、教育をする義務があるでしょ。それが障害があるかないかって誰も判断できないでしょ、見に来てないんだから。義務教育という仕組みは、文京区であれば文京区立の小学校が教育の責任を負うんだと、だから認定就学ってどういうやり方をするのかなと思うんだよ。

・(就学時健診がある)ということは、そこで差別化をやるわけじゃない。たとえばね、私が文部大臣をやっている時に、栃木県の真岡というところでどうしても視察に行ってくれと言われ、何でいんだと聞いたら、そこにアラブ系の人たちがいっぱい住んでいて、子どもがその小学校にいっぱい入ってきてると、それでアラビア語しかわからないからアラビア語の教科書も作らなきゃならんから、ということで私は行って来た。アラビア語しかわからない人まで市立の小学校に入ってくるから一所懸命面倒見るわけですね。

障害児教育の盲・聾・養護学校というのがなぜあるのか、私だってわかりますよ、しかしいったんは全部公教育として普通の小学校で教育をやるっていうのが基本の精神にあって、その中で希望する方々が盲・聾・養護学校へ行くと、時代のニーズも変わってきていることですし、そういう方向に行くべきではないかなという風に思うし、その認定というのは怪しいかと感じます。

さっきも言ったように、どっちが正常でどっちが障害って誰が判断するんですか。障害者基本法をちょっと見た時に、障害というのをどんどん謳っているのも、本当はちょっとおかしいんだよね、じゃあ障害って一体何なんですか？っていう話でね、介護保険のランク分けとはちょっとわけが違うんですよ。

だから私は精神として認定就学というのを怪しいと思うわけです。それで怪しげな判断をされて、だけど私んとこの子は普通に小学校に入れましたという、めんどろ見てくれないって言うんですよ、そういうことに疑問感じますよね。

修学旅行 今年こそは楽しく！！と...

吉見町 篠田三千代



秋の長雨が続けていた10月5日、午前7時20分、小学校の校庭から日光方面にバスは出発した。

一泊二日の修学旅行の幕開けた。

引率する先生に抱えられ、バスに乗り込む我が子に「楽しんでおいで！」と声をかけた。これから始まる修学旅行への不安と期待で緊張してごわばっている娘の顔は、ほんのりと緩み笑顔でうなずいた。

私の他にも保護者が10人ほど見送りに来ていた。みんなの口から出るのは、「向こうは寒いから、持たせた洋服だけで大丈夫かなあ...。」

「もう、行っちゃったんだもんね。心配してもしようがないよね。」などと、子供の事を心配している言葉ばかり。同級生のお母さんからそんな言葉を聞くと、単純な私は(子供と離れ、不安なのは自分だけではない。私もみんなと同じ年の子を持つただのお母さん)と安心する。それに何より、去年とは違う！！

バスに向かって、笑顔で手を振り見送ることができた。

先月の中旬に、校長と担任と私の三人で事前に話し合いをした。その時、校長先生は

生は

「最善の対応を考え、できる限りの事はします」と言ってくれ、戦場ヶ原や華厳の滝、東照宮など車椅子で行けない所も工夫してもらえる事になっていた。又、結花の事を私達 大人だけで考えるのではなく、クラスや班でも話し合ってもらえるように担任に頼んだ。

例えば、家康のお墓に行くためにはねむり猫の下を通り207段の階段を上らなければならない

その時に結花をどうするのか、子供たちになげかけてほしいといった感じに。その結果、班員の子供たちが交替(1人段と決め)でおんぶすることになった。しかし、当日は残念なことに、どしゃぶりの雨の為それば実現しなかったが、話し合ってくれた事がとても嬉しい。

見送りを済ませ自宅に帰って来て、そわそわしてなんだか落ち着かない。

「雨だと戦場ヶ原はどうなるのだから... 東照宮は？雨で足元が滑りやすくなっているからなあ」

気がつく、そんなことばかり考えている。

でも、やっぱり、そんな状況になっているのは私だけではなかった。

「娘の事が気になって仕方がない」と、同級生のお母さんのSさんから電話がきた。我が家でお茶を飲みながら気を紛らす事にした。結局、午前中からの二人のおしゃべりは4時半まで続いた

午後8時半過ぎ、子供から電話があったとSさんからメールがきた。

雨のため、予定を変更して二日目に行くことになっていた東照宮に行き、結花も「先生がおんぶして家康のお墓の所まで行ったとのこと！天候が悪くてもちゃんと見学ができていことにほっとし、結花が先生に負われ、楽しそうにおしゃべりしている姿が浮かんで来て、ツーツと出てくる嬉し涙はなかなか止まらなかった。

きっと帰ってきたら、楽しかった出来事を一度に全部話したくて、言葉が結花の体中から音よりも先にあふれでぐるに違いない。会えることを楽しみに安心してぐっすり眠った。やっぱり、去年とは違う！！

予想は的中！

結花は私の顔を見たとき、興奮し体中に力を入れ小鼻をふくらませながら次々にしゃべり始めた。

みんなとお風呂に入ったこと。東照宮でのこと。戦場ヶ原で虹を見たこと。華厳の滝でのこと。

夜更かしして12時まで友達としゃべっていたこと...。話が尽きない。

「楽しい思い出がたくさんできて本当によかったね！」と何度結花に言ったか分からない。

去年の宿泊学習は、当日、突然にバスの定員がいっぱいだからと乗せてもらえない出来事から始まり、めちゃくちゃだった。- 年半がたとうとする今も、あの時、家族みんなの心がえぐりとられたように痛辛かったことを思い出すと、怒りで体が震え眠れなくなる。

結花の心は、それ以上に傷ついている。

修学旅行の前、担任に「去年のような嫌な思いはしたくない」と、何度も言っていた。私には「嫌なことは忘れよう」と言った。修

学旅行が終わった今も、「去年のように嫌な思いをしなくてよかった。」と、楽しい思い出を話しながらふと言ったりする。

去年は辛い思いをしたけれど、でもあの時、多くの人が応援してくれたおかげで、今年は最初から分けられることなく、友達と同じ景色を見、風を感じ、友達の思い出の中に結花がいることがとても嬉しい。

あんなに辛い思いをしても、ここから逃げ出したいと思わないのはなぜだろう…。

あんなに辛い思いは、見栄や世間体なんかでは決して乗り越えられない。ここにいることが当たり前だから、今いる場所を良くしようと頑張れる。

結花は、勉強がスムーズにできるわけではないのに、どうして楽しそうに学校に行くのだろう…。

辛いことがあっても、そこが自分の学校だと分かっている。辛いことばかりではなく、楽しいことがたくさんあると知っている。そして何より、ここにいることが当たり前だと思っているからだと思う。

学習障害児の授業選択

県教育長が導入表明

熊谷、坂戸市で試行

通常学級に在籍する学習障害(LD)や注意欠陥・多動性障害(ADHD)のある小中学校の児童・生徒が養護学級や養護学校でも学べる制度について、稲葉喜徳県教育長は十八日の記者会見で、「今後、熊谷市と坂戸市で試行し、支援の在り方について研究してもらうと述べ、制度導入に踏み切る考えを正式に表明した。

この制度は「特殊学級支援籍」「盲・ろう・養護学校支援籍」と呼ばれるもので通常学級に学籍を置いたまま、教科ごとに通常学級と養護学級、養護学校を行き来しながら授業を受ける。

特別支援教育課によると通常学級で学んでいるLD児やADHD児は県内に合計約一万七千人いるとみられており、これらの児童・生徒が授業についていけないことが問題になっている。

「特殊学級支援籍」「盲・ろう・養護学校支援籍」の制度では学級の担任がLDやADHDの障害を持つと見られる児童について同制度の活用を保護者に相談し、保護者の同意があれば、医師や臨床心理士などによる専門チームが障害の程度を判定し制度を利用するかどうかを決める。

熊谷市にはすでに判定のための専門チームが設けられており、年内にも同市でモデル校を二、三校指定する方針だ。坂戸市では今後専門チームを整備し、来年度からモデル校を指定したい考えだ。児童・生徒の具体的な交流方法については検討中だが、養護学級の児童・生徒が、体育や美術の交流授業で通常学級で学んでいる時間を利用して、週に数回、養護学級の担任が、LDやADHDを持つ児童・生徒に指導を行うことを想定している。

同課によると、LDは教科書や黒板の字を読んで理解するのに困難をきたすなど、読み書きや計算などの分野で著しい困難がみられる障害。またADHDは注意力散漫や多動・衝動性を持つ障害で落ち着きがない、注意力が持続できないなどが特徴で、授業に集中できないなど日常生活に困難が生じることがある。(読売県版・10月19日)

「全障害児に普通学級籍を」という前知事の宣言を受けて昨年行われた「埼玉県特別支援教育振興協議会」は「泰山鳴動してねずみ一匹」。「場を分ける教育」という「泰山」を見直すとしながら、見直さず、「支援籍」というねずみを使って、「分ける教育」をさらにきめ細かくしようという方向を示して終わりました。

その「支援籍」のモデル事業が熊谷と坂戸で始まっています。いま行われているのは、盲・ろう・養護学校から地域の学校への「交流」に「支援籍」を用いる形。居住地の学校に行くこと自体は悪くないが、実態は相変わらず行事レベルの「交流」でしかないことは情けないし、やる気が見えません。そんな中、教育局は通常学級の子ども達に特殊学級、盲・ろう・養護学校を含めた「通級」等をさせるために「支援籍」を用いると発表しました。

まちがわなないでいただきたいのですが、この子ども達はこれまで「特殊学級や盲・ろう・養護学校が適切」と判定されながらも通常学級にいる子ども達ではありません。その子達は「本来ここにいるべきではない子」だから、何の支援も考えないでいいと思っているのです。その上で、これまで「普通の子」とみなされてきた子ども達を「支援籍」の手を借りて、特殊や養護にも行けるようにしようという話なのです。これまで「親のしつけが悪い」とか「根性の悪い子」だとか責められてきた親子の中には、無実の罪が晴れ、個性が大事にされると歓迎する向きも多いようです。でも、よく考えてみてください。ペースになっている「障害のある子は分けたほうがいい」という教育、「他の子ども達の足をひっぱらないように」という教育はまったく変わっていないのです。「障害児並み」になることをほんとに喜んでいいのでしょうか？

伝えてこなかった私達から



社団・ノーマライゼーション・セミナー より

親がどう暮らすかの延長にある高校問題

表題のテーマで10月28日に行われたセミナーの一部を紹介。このセミナーは(社)埼玉障害者自立生活協会主催の「ノーマライゼーション・セミナー」の「基礎セミナー」の第2回。障害児の入学を多数受け入れてきた県立吉川高校定時制のかつての生徒・高橋さんと教員・小沢さんからの現場報告と高校を不合格になった障害児の親の立場から武内さんの講演のハイライトを。

また同協会の「生活と権利・研修セミナー」では10月23日に「子供は変わったかPart2」と題し、車椅子の大学生・田中さん、地域で共に活動し続ける養護学校教員・小川さんからの現場報告、そして児童相談所職員の門平さんによる講演を中心とするセミナーも行いました(次ページ)。詳細は同協会機関誌「通信」をご参照下さい。

高橋正治さん: 中学のとき家が貧しく公的な保護を受けようとしたが「市民税を納めてないので受けられない」と担任に言われたりした。憤りをもって高校に入っていたので、希望する人生を歩めない人たちの目の前にして知らん顔はできないと思った。友達も不登校だったり、家庭に問題を抱えていたり、そんなもやもやを自分達が抱えていたから応援した。自主登校していた二人をどうしようなどと考えたわけではない。富美ちゃんに「あたまクサイ」と言われた記憶はあるが、二人より彼女達のお母さん達とつながりをもっていた。生徒も賛否両論で、「気持ち悪いやつとつきあっている」と言われ、よく自転車を壊されたりもした。「障害児が入れるような高校になってしまうと、自分が卒業するとき就職に困ってしまう。」と切実に思っている生徒もいた。自分と一緒に活動していた友達は、根拠がはっきりしないことには納得がいかなかった。教員の中に「いま職員会議でこうなっている」と詳しい情報を伝えてくれる人がいたので、取り組むことが明確だった。「こういう考えをもつてステキだな」と思える教員と出会えてよかったと思う。自分の中で大きい出来事だと思う。



小沢孝雄さん: 吉川高校定時制に就職していなかったら全然ちがう人生だったろう。皆さんとも出会ってなかったろう。ほんとうに大きな出来事だった。最初に就職したのが吉川高校定時制。シンナーくさい教室、今日は何人の教員がなぐられたといった毎日だったが、目の前にそんな状況があり、逃げられない以上つきあっていくしかない。生徒達にとってはここが最後の居場所だった。教員たちは来る子はみんな受け入れようという姿勢でやってきた。障害児二人が入りたいといったときも、自分としては「いいんじゃないですか」と言った。入試で初めて会った。ちょっと大変だなとは思ったが、受け入れようと思った。しかし、職員会議では反対が多く、もめにもめて、その年は不合格になった。吉川は前からオープンな学校で、生徒が友達を連れてきたりしていた。それでまず部活に受け入れる形で自主登校を始めた。目の前に本人達がいる状況になり、初めて人は動く。半年くらいやっていて二人の存在が大きくなった。話がつくまで毎日会議をやっていたとしても進展はなかっただろう。そうやって入試の選考会議でも受け入れようという意見が大勢を占めた。入試なんてそんなもの。入試をすんなり通った子が実は暴れん坊で入学してすぐ胸倉をつかまれたりしたこともあった。「こんな子だけ受け入れをどうしようか」などと相談されていたら、その子もためだったろう。やはり逃げられない状況を作ることからしか始まらない。



武内 暁さん: 56歳。次女が28歳。3年しか生きられないと宣告されたダウン症の娘が、無認可保育所で他の子ども達の行動を見てトイレに行くことを覚えた。みんなの中で育ち合うことができるようにと公立保育所の入所運動をやり、近所の小学校・中学校に通わせた。中学ではクラブ活動で音楽部。NHK合唱コンクールに出たとき、先生は本番で娘をはずすことを考えていた。娘は敏感に察したかのように、会場でトイレにこもった。クラブの仲間が、練習で一緒にやってきたんだから本番も一緒にと主張し、彼女をトイレから連れ出し、一緒に参加した。メーデーの日、娘は学校を抜け出し花火の上がる会場へ向かっていた。親に心配かけないようにと、学校あげて探し回り、市にも連絡した。防災放送を聞いて初めて娘がいなくなったことを親が知った。さまざまな出来事があり、最初に担任した先生は「初恋の思い出のよう」と語る。親も有名人になったので、帰りかけに駅前で焼き鳥で呑むのもできなくなったほど。そして当然のように地元の与野高校定時制を受けたが不合格になってしまった。



発表を娘と見に行ったとき、抗議行動に備えてのバリケードのように10人ほどの教員たちが並んでいた。娘は自分の番号がないことを確認した後、教員たちの群れに向かって深々とおじぎをし、そしてくると向きを変えて家に一緒に帰った。いままその高校の前を通るのを娘は嫌う。排除された記憶の重さ。そのことを太田堯先生に話したら、「それはミーちゃんの教養ですね」と言われた。高校は行けなかったが、自主夜間中学に行き、さまざまな人と出会った。「アンニョンハシムニカ」といつのまにかしゃべっている。在日の人と友達になったから。「アスタマニャーナ」とか言うので、何を言ってるんだらうと家族がわからなかったことも。たしかに彼女のこだわりには、教養・文化が潜んでいる。そのこだわりをそのままに受け入れて一緒に生きる「親バカ」に徹することが地域を拓くのではないかと考えている。

子どもは変わったか Part 2 (生活と権利セミナー第2回)



社団・ノーマライゼーション・セミナー より

つい昨日まで子どもだった田中亨周さんは、いま東洋大学の学生。小・中・高時代の自分と友達との関係をふりかえってもらいました。

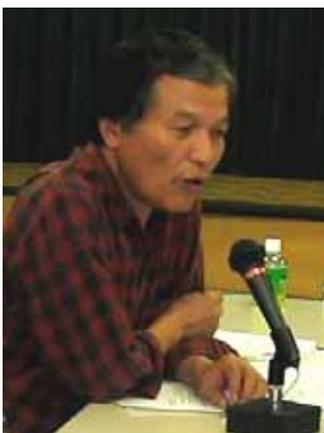
人間のどろんこの会の小川明子さんは、40年前の自分の子ども時代にもふれながら、養護学校という障害児と大人だけの場の中で、さらに細かく分けられてゆくことを阻み、親達も一緒に地域へ出てゆくという試み等について語りました。

長年児童相談所でケースワーカーをしている門平さんは、社会の差別構造が深まる中で、より大きい力をもった大人がより力の弱い子どもにその力を向けたのが「虐待」と言い切ります。子どもそのものは変わっていないけれど、環境そのものが大きく変わったことがマスコミや特定の専門家の目からは何らかの原因で子どもが凶悪化したかのように映るのだと語っていました。



田中亨周さん: 小学校入学のときは歩いてしたが、小3から車椅子になった。校長は「みんなと同じ中学に行くのがとうぜん」という考えで、教委に働きかけてくれて、中学から介助員が付いた。小・中は車椅子だからどうこうということはなく、ごく自然なつきあいだった。高校からは介助制度がなく、2ヶ月は母親が付いた。その後狭山市で新しく制度ができ介助者が付くようになった。介助を入れたことで頼ってしまい、クラスの友達との人間関係がうまくいかなかったと思う。だから、大学では学生に介助をお願いすることにした。介助に入ってもらったことがきっかけで、福祉サークルに入った。いろいろな障害者と遊びに行くサークル。周りに手を借りながら自分自身で行動するようになってきた。これまでにするには親の協力が欠かせなかったと思います。

小川明子さん: 5年生のある日、同級のまりちゃんが来なくなった。最近その妹さんから電話があり、「私のために施設に入ってくれてありがたかった」と泣いていた。昔からこんなことあったんだと思う。養護学校では、勉強する集団、訓練の集団、寝たきりの集団に分けて教育する。分けられてきてせっかく出会ったんだからもう分けるのやめようと大きなクラスでやっていた教員に誘われ、「個別のよさは捨てても一緒に」とやってみた。実際は個別でやると5分もたない子も一緒にやるとやれる。そのほか、養護は絵本が支給されるが、そのほかに親達に普通の教科書を買ってもらったり、親たちも一緒に電車で池袋に出かけてみたり、居住地交流に取り組んだりした。でも、残念ながら、とんでもないという教員が多い。また経済的・社会的なことを背景に家庭の状況が子ども達を分けられた場に追いやってゆく。



門平公夫さん: 子ども達はいまの現実の中で育っており、どんな場で育っているのか、生活の中でどんな人とどんなにかかわりをしているのかを見据えることが大切だ。「虐待」がクローズアップされる前には「学校」が問題視されていたが、それもうやむやにされたままで、今は「家庭」が問題視されている。専門家の狭い回路に社会の問題をおしこめようとするにより、「虐待」とか「子どもの事件」はどうしてもない問題であるかのようにみなされてしまう。

状況の中で親の苦しみとして出てきたのが「虐待」。子どもの苦しみとして出てきたのが「子どもの事件」。それを「家族の病理」とか言って、専門家しかかかわれないかのような扱いをしている。しかし、対症療法のごく一部分しかやれてないのが現実だ。

おかしいことはおかしい、いいことはいいとちゃんといえる関係がどんなに大事かとあらためて思う。

期 日 2004年11月4日(木) ~ 6日(土)
受付時間 午前10時 ~ 午後7時
受付電話番号 048-866-3832 (浦和ぺんぎん広場)

主催 どの子ども地域の公立高校へ・埼玉連絡会
みんな一緒に普通学級へ・埼玉連絡会

* 教員、親、当事者、障害者団体関係者がいろいろな情報をもとに相談にのります。一緒に考えて切り開いていきましょう。

まずは、お電話を！！

< ノーマライゼーションは一緒に学び、遊び、育つことから >

埼玉県は障害者プランには、ノーマライゼーションの理念の実現のために、共に育ち、共に学ぶことが大切ということが盛り込まれています。また、文科省の方針を受けて埼玉 県でも進められようとしている特別支援教育も、これに似た目的を掲げています。しかし、就学前あるいは学校教育において、障害児は別の場で専門の教育をということで分け隔てられている状況は続いています。小さい時から一緒に育つことなくして、ノーマライゼーションが実現するのでしょうか。そんな中、現在、3000人近くの障害があるとされる子どもたちが普通学級で学んだり、高校進学者も少しずつふえています。

今通っている学校での悩み、就学や進学についての相談など、経験や実践をもとにアドバイスしたり、一緒に考えていきます。

< みんな一緒に普通学級へ・埼玉連絡会、どの子ども地域の公立高校へ・埼玉連絡会 >

埼玉県内の地域で活動しているグループと連携して、相談活動、集会、県との話し合いなどおこなっています。

連絡先: 山田 048-838-7664 目黒 048-839-2862

<http://tomonimanabu.hp.infoseek.co.jp>
E-mail: tomonimanabu@infoseek.jp

どの子ども地域の公立高校へ・みんな一緒に普通学級へ

高校進学・就学相談会

2004年11月13日(土) 1:30 ~ 与野本町コミュニティセンター(埼京線・与野本町駅3分)

ホットラインで相談してきた人、現在学校に通っている人、また卒業していろいろ経験のある人、ぜひご参加下さい。

就学・進学ホットライン
地域で共に育つための

障害がある子どもたちも 分けて隔たらないで育つ

誰でも参加できるイベント情報 11・12月

- 11月 4日(木) 共に学ぶ就学・進学ホットライン (～6日(土))
午前11時～午後7時 048-866-3832 ペんぎん広場
- 7日(日) 埼玉障害者自立生活協会・見直し特別委員会全体会
午後1時半 与野本町コミセン
春日部ふれあい広場
午前10時 大沼市民グラウンド
- 8日(月) どの子ども地域の公立高校へ埼玉連絡会事務局会議
午後8時 ペんぎん広場
- 10日(水) 生活と権利研修セミナー「老いと障害の間柄」
(現場報告・平野さん、田島さん 講師・池並さん)
午後1時半 はあとねっと輪っふる
- 11日(木) 基礎セミナー「いろいろな割引なんのため」
(現場報告・吉原さん 講師・岩下さん)
午後1時半 はあとねっと輪っふる
- 12日(金) 障害者市民ネット・自立生活協会合同会議
午後1時半 上福岡公民館
- 13日(土) どの子ども共に学ぼう・高校進学・就学相談会
午後1時半 与野本町コミセン
- 17日(水) 障害者の職場参加を語る会
午前10時 職場参加活動センター
街とひと 研修セミナー「平和運動を通して人とのつながり」
(講師・長谷川さん)
午後2時 はあとねっと輪っふる
- 19日(金) 高校問題・第3回教育局交渉
午後2時 場所未定
- 21日(日) 秋の野外TOKO芋煮会
午前11時 春日部・内牧公園
- 23日(休) 見沼たんぼ福祉農園・収穫祭&見沼の新米を食べる会
昼ごろ (箸・茶碗持参) 見沼たんぼ福祉農園芝生広場
- 27日(土) 就労と職場・研修セミナー「養護学校から見た就労」
(現場報告・南部さん 講師・作実さん) 午後1時半 輪っふる
- 28日(日) チャリティ太極拳のつどい
午前10時 越谷市立大沢第1・第2体育館
- 12月 1日(水) かがし座市民福祉講座「病気って？フツーって？」
午後1時半 お話・上野豪志さん
- 4日(土) 街とひと・研修セミナー「障害者から見たバリアフリーとUD」
(講師・武者さん) 午後2時 輪っふる
- 5日(日) 共に働く街を創るつどい
午後1時半 越谷市中央市民会館
- 6日(月) 教育の欠格条項をなくす会準備会
午後6時 ウィズユーさいたま
- 8日(水) かがし座市民福祉講座「高齢者介護・本人そして働く人々」
午後1時半 お話・鈴木仁さん